

は開きつつある。

日本にとって韓国は、他のアジア諸国に比べて意志疎通を図りやすい反面、歴史的事情も手伝って双方への要求が突出しがちである。韓国農業は日本との類似点も多いが、むしろ日本農業とは似て非なるものであり、韓国と日本の FTA 交渉はそう簡単なことではない。

【遺伝資源プロジェクト研究】
特別研究会報告要旨（2004 年 3 月 16 日）

伝統的知識と知的財産をめぐる 議論の経緯と最近の動向

（特許庁工業所有権調査員）大澤 麻衣子

1992 年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）から 10 年余りを経て、生物多様性条約（CBD）がようやくわが国でも認知され始めている。しかし、伝統的知識をめぐる問題は、CBD 採択の遙か前から、国際法および知的財産権法の分野で議論されてきた。近年では、遺伝資源および関連する伝統的知識へのアクセスおよび利益配分の問題ばかりが注目されがちであるが、伝統的知識の問題は、これを超えた大きな流れの中で理解する必要がある。

よって本報告では、まず伝統的知識とは何かについて概説した後、伝統的知識をめぐる問題の歴史的な背景を紹介した。特に、1960 年代以降の先住民の人権擁護運動の高まり、1970 年代以降の知的財産権保護の拡大による南北問題の再燃、1992 年の生物多様性条約（CBD）の採択、そしてポスト CBD の議論を概観し、伝統的知識の価値と保護の必要性が国際的に認知されてきた経緯を辿ることにより、本来、伝統的知識の利益には経済的利益と精神的利益という二面性があり、現在「知的財産権制度による伝統的知識の保護」として一括りで語られる問題には、実際には伝統的知識の商業的利用等による経済的利益を享受するために伝統的知識に係る知的財産権の

付与を求めている場合と、第三者による伝統的知識の利用から生じる精神的利益の毀損を阻止するために伝統的知識に係る知的財産権の付与を求めている場合があることを指摘した。

そこで、次に、経済的利益の保護と精神的利益の保護という二つの視点から、既存の知的財産権制度による伝統的知識の保護の範囲とその限界について考察を加えた。まず、現行の知的財産権制度の下で伝統的知識の保護について先住民または地域コミュニティが直面している問題には、新規性の喪失等が障害となり権利を取得するための法律上の保護基準を満たすことができないという法的な問題と、伝統的知識の保有者が知的財産権制度に精通していない等の理由により、遺伝資源や伝統的知識に付加価値を与える能力がないという実態上の問題があることを述べた。そして、法的な問題のうち、経済的利益の保護という観点からは、既存の制度の下でも、一定の保護を受けることができるが、大部分の伝統的知識は知的財産として保護されないことが多いため、伝統的知識から生じる経済的利益の取得を確保するには、現実的には契約による他ないことを示した。一方、精神的利益の保護については、先住民または地域コミュニティは、知的財産権や慣習法に基づき自らの意に反する第三者の利用を差し止めることはできず、現行制度の下で可能なことは、知的財産権制度の下での第三者による不正なまたは伝統的知識の保有者の精神的利益を損なう権利が成立することを阻むことに限定されるが、結局のところ、この点については、知的財産権制度が本来保護対象としていないものについて、制度の不備を突いて権利を取得することをいかにして阻止するかということに尽きるものであり、知的財産権制度により積極的に保護を与えるものではないことを明らかにした。

次に、既存の制度による伝統的知識の保護の限界を克服するための WIPO、WTO・TRIPS 理事会、FAO 等の取り組みおよび各国が伝統的知識の保護に採用している様々なアプローチについて概説した。さらに、現在伝統的知識の保護をめぐる国際交渉の場で

最も大きな論点となっている第三者による権利化の阻止に係る措置について、その論点を整理した後、これらの措置を導入することの妥当性について検討を加えた。

そして最後に、既存の知的財産権制度の下では十分に保護を受けることができない伝統的知識について、経済的利益および精神的利益のそれぞれの視点から、知的財産権制度による保護の可能性およびその限界についての私見を述べた。

【世界食料需給プロジェクト研究】
特別研究会報告要旨（2004年3月17日）

水産科学の最前線と水産海洋都市構想

（公立はこだて未来大学）長野 章
（北海道大学大学院） 山下 成治

近年、低迷が続くわが国の水産業の状況をかんがみ、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、水産基本計画が2002年3月に策定された。

水産基本計画の重要課題の一つに、水産業の振興がある。漁業後継者が年々減少する中、水産物について一定の自給率を達成していくためには、漁港・漁場整備の重点化、生活環境やインフラの向上、IT技術の導入、水産業と他業種との連携・融合などが一層必要となっている。

函館は、日本海と太平洋を繋ぐ海峡交易の要衝であり、周辺海域に優良な漁場を擁し、水産業を基幹産業とする都市を形成していく上で、地理的、環境的に恵まれた立地条件を有した、古くからの水産文化都市である。また、温泉や歴史的建造物を擁する観光都市としても広く知られており、交通インフラも比較的整備されている。加えて、北海道大学水産学部、はこだて未来大学をはじめとした地域に密着した学術・研究機関が存在している。にもかかわらず、全国的な水産業の衰退の波は、函館といえども例外ではなく、漁業従事

者の減少をはじめとした様々な問題を抱えているのが現状である。

このような情勢を打開すべく、函館市の呼びかけにより、地域の産・学・官で構成された研究会（函館海洋科学創生研究会）が、「函館国際水産・海洋都市構想」(注)を公表した。この構想は、5つの基本方針と4つの主要施策で構成されているもので、地域に根ざした水産海洋事業とマリンサイエンス学術研究を複合させることにより、函館を国際的な水産・海洋に関する学術・研究拠点都市として形成していこうとするものである。同様の都市構想に長崎の例があり、そこでは魚市場や研究機関の漁港近辺への集積などが既に行われ、効果を上げている。

この構想を強力にサポートするものとして、2003年8月、北海道大学水産学研究科の設置法を特措する「函館マリンフロンティア特区事業」が認可された。この特措法は、大学施設の廉価使用と外国人教官の在留申請を延伸するだけの内容であるが、認可後、本研究科の学術シーズに着目した大手企業による民間研究所の開設、文部科学省の大型予算による都市エリアプロジェクトの決定、経済産業省を初めとする各省庁プロジェクトからの打診・調査、長期政策投資銀行の支援による圏域内産学官連携のデータベース化調査、研究科内敷地内の産学連携棟の建築などが相次いでおり、内外から注目を浴びている。

また、函館市、戸井町、恵山町、榎法華村、南茅部町の市町村合併に関する法定協議会が設置され、合併の方向で進んでいる。函館市以外はすべて第一次産業が基幹産業になっており、中でも南茅部町では5割以上の就業者が水産業に従事している。一方、函館市の基幹産業は第三次産業であり、特に観光産業の従事率が高い。人口比が函館市9に対し四町村は1の割合であることから、合併により、「新」函館市では水産業が基幹産業で無いように見えてしまい、水産業を軸とすべき地域のイメージダウンになるのではないかという懸念もある。そこで、合併後には、水産業を製造業や観光業と融合させたフードサプライシステムとして考えるべきという意見もある。

函館は、合併を契機として、上記の構想に